

令和6年度農林水産省

「植物品種等海外流出防止総合対策・推進委託事業
(東アジア植物品種保護フォーラムの推進)」

令和6年度

植物品種等海外流出防止総合対策

・推進委託事業

(東アジア植物品種保護フォーラムの推進)

報告書

令和7年3月

公益社団法人農林水産・食品産業技術振興協会 (JATAFF)

目次

令和6年度植物品種等海外流出防止総合対策・推進委託事業(東アジア植物品種保護フォーラムの推進)報告

1. はじめに	1
2. 事業の背景及び目的	1
3. 各国のPVP制度整備・運用状況概要	1
4. 委託事業の実施方針	4
5. 事業の経過及び結果	5

【別紙】

(1) EAPVP フォーラム第17回本会合の開催(2024年8月)

① アジェンダ	9
② 参加者	10
③ 報告概要	12
④ 「農業発展における植物品種保護の役割に関する 国際セミナー」報告	13
⑤ (ア)採択された2024-2025年EAPVPフォーラム協力活動案	15
(イ)関連する2024-2025年EAPVPフォーラム協力活動案	16
⑥ 写真	17

(2) 10年戦略及び各国個別戦略に沿った協力活動の推進

① カンボジア UPOV 条約に基づく植物育成者の権利に関する法律改正案と 国家開発目標のためのUPOV加盟のメリットに関するワークショップ (2025年2月)	
(a) 日程・場所	19
(b) アジェンダ	19
(c) 参加者	21
(d) 報告概要	21
(e) 写真	21
② カンボジア UPOV TG 翻訳・印刷製本支援 (2025年2月)	
(a) 支援内容	23
(b) 写真	23

③ マレーシア クロコシヨウのTG作成ワークショップ (2024年10月～2025年5月予定)	
(a) 支援内容	25
(b) TG表紙	25
④ カンボジア 第1回 e-PVP Regional Meeting (Asia) (2024年8月)	
(a) 主催国・ホスト国・日程・場所・開催方法	27
(b) アジェンダ	27
(c) 参加者	27
(d) 報告概要	28
⑤ マレーシア 第2回 e-PVP Regional Meeting (Asia) (2025年2月)	
(a) 主催国・ホスト国・日程・場所・開催方法	29
(b) アジェンダ	29
(c) 参加者	30
(d) 報告概要	30
(3) ウェブサイトの管理	31
(4) 検討委員会の設置と運営	
① 検討委員会委員名簿	33
② 検討委員会開催概要	35

令和 6 年度植物品種等海外流出防止総合対策・推進委託事業 (東アジア植物品種保護フォーラムの推進) 報告書

1. はじめに

本報告書は、農林水産省が行った公募による委託事業「令和 6 年度植物品種等海外流出防止総合対策・推進委託事業（東アジア植物品種保護フォーラムの推進）」を（公社）農林水産・食品産業技術振興協会が受託して実施した事業の経過及び結果をまとめたものである。

2. 事業の背景及び目的

農林水産省は、平成 20 年度以降、日本、ASEAN 諸国、中国及び韓国（以下「構成国」という。）から成る「東アジア植物品種保護フォーラム」（以下「フォーラム」という。）の下、各国における植物品種保護（Plant Variety Protection 以下「PVP」という。）制度の整備・充実を促進するための人材育成や意識啓発等の協力活動を行ってきた。この結果、2017 年 10 月 26 日にジュネーブ（スイス）で開催された UPOV 第 51 回理事会において、ブルネイとミャンマーの植物品種保護法について、さらにラオスも 2023 年 11 月に UPOV 加盟に向けた国内法の改正が行われ、2024 年 10 月 25 日にジュネーブ（スイス）で開催された UPOV 第 58 回理事会において UPOV 条約との適合性が認められるなど、各国における取組の成果が現れてきたところである（ミャンマーは、2019 年 11 月に法律の条約との整合性が承認）。これらの国は、今後、それぞれの国での国内手続及び条約批准書が寄託されれば、正式な UPOV 加盟国となる。また、マレーシアでは、CPTPP 加盟の条件である 2026 年の期限までの UPOV 加盟に向けて法改正作業が行われている。さらに、カンボジアも 2025 年 2 月に UPOV 加盟に向けたロードマップに基づくワークショップを開催するなど、UPOV 加盟に向けての気運が急速に高まってきている。

しかし、依然として PVP 制度の運営が行われていない国、運営は行われているが UPOV 条約への準拠が十分でなく、当該国際条約への加盟を果たしていない国がある。また、PVP 制度の運用が各国間で必ずしも十分に調和しておらず、効率的に植物品種の審査が行われていない。

こうした状況の下、今後 10 年のフォーラム活動を戦略的に展開すべく、第 11 回フォーラム本会合（2018 年）において、①各国による UPOV 条約に即した PVP 制度の強化及び②出願・審査手順の地域調和メカニズムの構築、を共通方針とする「10 年戦略」が採択された。

このため、我が国で育成された新品種が東アジア各国で適切に保護されるための環境整備を行うことを目的とし、これまでに培われてきた機運をさらに醸成しつつフォーラムを戦略的に展開した。具体的には、各国の技術面、法令面の障害や政策決定のメカニズムを包括的に調査した上で PVP 制度の整備と相互調和に向けて有効かつ効率的であり、かつ、我が国の政策とも整合的な相互の協力活動を推進した。

3. 各国の PVP 制度整備・運用状況概要

(1) 加盟国

ベトナムは、UPOV 加盟から 10 年が経過した 2016 年 12 月 24 日、保護の対象植

物種を、116種類から、全ての種類に拡大した。2022年6月、品種保護制度を含む知的財産法の改正を行い2023年1月から施行された。また、関連する Decree（政令）の改正も行われた。

韓国は、UPOV加盟から10年の2012年1月に保護の対象をすべての種類に拡大し、2013年に法律を改正し、担当組織も再編し、ソウル近郊の安養（アニョン）から、韓国中部の慶尚北道金泉（キムチョン）に移転した。法律は、従来の種苗産業法から種子法部分を分離し、植物新品種保護法として、独立させた。韓国は法第57条第2項により、自家増殖に原則として育成者権は及ばないこととしており、その範囲を制限する（自家増殖を禁止する種類を指定する）こととしているが、現在まで指定されていない。

中国は、2016年度に審査期間の短縮を図り、登録品種数を大幅に伸ばした。また、農業農村部（旧農業部）、国家林業草原局（旧国家林業局）ともに代理人の指定を廃止し、自由化した。さらに、2017年4月1日からは、出願料、登録料等品種保護に係るすべての官費が免除されるようになった。保護対象植物種の数も順次拡大しており、2019年2月に53種類の植物を保護対象リストに追加するとともに、EU等との審査協力推進のための取組を開始した。2019年に農業農村部及び国家林業草原局が、あらゆる分野からの意見を募り、最終的に「中華人民共和国植物新品種保護条例（改訂草案）」を作成し、国務院の審議に報告した。現在、関係部門が「条例」改定作業を推進しているものの、まだ改正には至っていない。一方で、中国政府は、第13回全人代常務委員会第32回会議で「中華人民共和国種子法」の改正を承認し、2022年3月1日から施行した。今回の改正では、繁殖材料だけでなく収穫物までを保護対象に加えるとともに、従属品種に関する規定や罰則強化の規定が含まれている。UPOV1991年条約への加盟の方針を公表し、計画的にすべての植物の種類を保護の対象にすることを公言している。

(2) 法律が整備され、制度の運用が行われているが、加盟に至っていない国

ミャンマーは、2016年1月20日に制定した「植物新品種保護法」を改正し、2017年のUPOV理事会において、改正法案のUPOV条約との適合性が認められ、さらに、2019年11月には、UPOV理事会で修正法と条約との整合性が再確認された。また、2019年1月には、主要作物の標準品種データベース構築ワークショップを開催し、標準品種の選定方法等について研修が行われた。今後、最初の審査基準としてイネ、トウモロコシ等の基準（テストガイドライン）を作成することとしており、これまでに18品種（要確認）が出願された。そのうち、公的な栽培試験によりブラックグラム（ブラックマップ）1品種、イネ2品種、ベトナムからの書類の審査によりアスパラガスビーン（ジュウロクササゲ）1品種、韓国からの試験報告書の購入によりイチゴ2品種、育成者による試験によりアボカド1品種の計8品種が登録された（品種数は要確認）。2021年2月の国軍によるクーデターによりミャンマーにおける状況は混乱しているが、品種保護制度はおおむね大きな変更なく運営されているもようである。

(3) 法律は整備されたが規則の制定及び制度の運用は行われていない国

ブルネイは、2015年4月13日に1991年条約に準拠して「植物品種保護令」を

作成し、さらに、2016年1月25日に「植物品種保護令」を改正し、2017年のUPOV理事会においてUPOV条約との適合性が認められた。また、制度の運用は始まっておらず、現在、DUS審査体制の整備が進められている。2023年7月CPTPPの締結国になり、2026年の期限までにUPOV加盟が義務付けられている。

(4) 品種保護制度を運営しており、UPOV条約に準拠した法令改正及びUPOVへの加盟準備を開始している国

マレーシアは、2004年に「植物新品種保護法」を制定し、2007年に施行し、2008年から品種保護制度を運用していたが、「農家、地域コミュニティもしくは先住民が育成し又は発見かつ完成させた植物品種」についても新品種として保護する規定が含まれているなど、UPOV条約との整合性がとれていないため、UPOVに加盟できない状況にあった。2022年11月CPTPPの締結国となり、CPTPP加盟の条件である2026年の期限までのUPOV加盟に向けて法改正作業が行われている。

(5) UPOV条約に準拠した法律は作成されたが、UPOVの審査が終了していない国

① カンボジアでは、2008年5月20日に植物の新品種の保護に関するUPOVモデル法に準拠した「種子管理及び植物育成者権法」が作成された。現在UPOVの法律作成支援を活用している。また、2021年12月に規則が制定されたが制度の運用はまだ行われていない。2020年1月に農林水産省農業総局の中にPVPも担当する種子局が新たに設置され、品種保護に関する法令制度、審査、登録等を担当するMISTIとの役割分担が明確になるとともに、担当官も新たに配置された。この種子局はDUS試験だけでなく、ナショナルリスト、種子の品質管理、優良種子の配布等種子に関する幅広い業務を担当している。2023年1月にEAPVPの協力活動として「キュウリとジュウロクササゲのDUS試験研修」を現地とオンラインで開催するなど最近、品種保護に関する熱意が高まっている。とくに2024年8月に本フォーラムの年次会合、国際セミナーを開催した際に、UPOVのヨランダ事務局次長が農林水産大臣に面会したのを契機にUPOV加盟に向けた機運が急速に高まり、UPOV事務局とともに加盟に向けたロードマップを作成し、2025年2月にそれに基づくワークショップの開催、リーガルコンサルテーションを実施するなどUPOV加盟に向けた動きが加速している。

② ラオスでは、2023年3月に「UPOV制度に関する啓発セミナー」及び「UPOVのリーガルコンサルテーション」を実施するなどUPOV加盟への関心が高まっている。2023年11月に、UPOV加盟に向けた国内法の改正が行われ、2024年年10月25日にジュネーブ（スイス）で開催されたUPOV第58回理事会においてUPOV条約との適合性が認められた。現在、UPOV条約加盟に向けた国内の調整が行われているところである。

(6) UPOV条約と整合しない国内法による制度運用が行われている国

① タイでは、2019年1月、商務省が農業局（DOA）と共同で、UPOV加盟に慎重な全国農業者評議会（National Farmers Council）の代表に、ベトナムを訪問し、UPOV加盟後のベトナム農業の発展状況を直接視察する機会が設けられ

た。2019年に総選挙があり、省としてUPOV加盟に関する決定は行われていない。本事業によるセミナー等の開催を通じて、PVP関係者のみならず種苗会社や育成者の意識は高まってきている。2022年に保護対象植物種を91から103に拡大した。2024年3月7日にイチゴ属を含む(要確認)種の追加が植物品種保護委員会で承認され公告された。

- ② インドネシアでは、UPOV加盟に向けた品種保護法の改正が National Legislation Program 2020-2024 に登録されたが、法律改正の優先順位が低く、審議されるに至っていない。農家による自家増殖の制限が問題になっていると言われているが、インドネシアの品種保護法ではもともと商業行為としての農家による自家増殖（いわゆる任意的例外）は認められていない。2022年9月にEAPVPの協力活動として「PVP電子申請システムに関するワークショップ」を現地とオンラインで開催するなどしているがUPOV加盟に向けた熱意が高まっているとは必ずしも言い難い状況にある。
- ③ フィリピンでは、第11回フォーラム本会合の際にUPOV加盟に向けての積極的な姿勢が示され、2024年にUPOV, Naktuinbouw とフィリピン農業省との会談がもたれ、UPOV加盟に関する課題点、加盟反対勢力の主張点について共有、話し合いがなされた、と本会合でカントリーレポートの発表があったが、具体的な対応には至っていない。

4. 委託事業の実施方針

(1) 東アジア植物品種保護（EAPVP）フォーラム第17回本会合等の開催

ホスト国のカンボジアと共に「東アジア植物品種保護フォーラム第17回本会合」のスケジュール及び内容を固め、一連の会合を2024年8月27日、カンボジア・プノンペンにおいて開催した。また、実施に当たっては、各国との連絡調整等のサポートを行った。

さらに、UPOV、UPOV加盟国・地域及び種苗関係国際機関等と協力し、UPOV条約に基づく多様な選択肢や解決策の提案を行うなど、効果的な事業実施に努めた。

(2) フォーラム10年戦略に即したPVP制度の運営に向けた協力活動の推進

第11回本会合で合意された10年戦略を踏まえ、各国から出された提案及び(1)のフォーラム本会合での審議結果を考慮しつつ、農林水産省及び各協力活動の提案国等と協議し、UPOV加盟国等とも協力して協力活動を実施した。

具体的には、(1)のフォーラム本会合で合意された協力活動のうち、各国の協力活動として、カンボジアの「UPOV条約に基づく植物育成者の権利に関する法律改正案と国家開発目標のためのUPOV加盟のメリットに関するワークショップ」及び「主要作物のUPOVテストガイドラインのクメール語への翻訳・印刷製本」、マレーシアの「クロコショウのTG作成」支援を行った。

その他関連する協力活動としては、カンボジアにおいて「第1回 e-PVP Regional Meeting (Asia)」を、マレーシアにおいて「第2回 e-PVP Regional Meeting (Asia)」を別予算（令和6年度植物品種等海外流出防止総合対策・推進事業予算）にて実施

した。

一方協力活動の効果的な実施のために、各国の PVP 制度に関する法令等の基本情報や課題の調査を、文献調査やフォーラムメンバー各国担当者へのオンラインでの聞き取り調査等により実施し、必要な情報を整理・翻訳した。

(3) ウェブサイトの運営管理

EAPVPF ウェブサイトの運営管理については、収集した情報を整理し、迅速な情報提供を行った。また、各国の担当窓口等に関する情報を随時最新版に更新し、各国の最新の PVP 関連情報を収集して掲載するなど、フォーラム構成国の要望を踏まえつつ、掲載情報の更なる充実を図った。

(4) 検討委員会の開催

事業目的に照らし、フォーラムを戦略的に展開するため、知的財産権法や育種分野の専門家を含む 6 名の国内有識者で構成される検討委員会を設置し、事業内容を踏まえ、戦略的な実施方針案を作成した。また、事業結果のとりまとめを行うとともに、「東アジア植物品種保護フォーラム (EAPVP) 「10 年戦略」に基づくこれまでの取組みと提言」をとりまとめた。検討委員会は 2 回開催し、合意事項を記録した結果概要を作成した。

5. 事業の経過及び結果

(1) EAPVP フォーラム第 17 回本会合の開催 (別紙(1)参照)

2024 年 8 月 27 日にカンボジアをホスト国とし、東アジア植物品種保護フォーラムメンバー国 13 か国の代表、ゲストとして UPOV、CPVO、Naktuinbouw、USDA、MUSP 等が参加して EAPVP フォーラム第 17 回本会合が開催された。本年度の協力活動の実施については、各国担当者と事前にメールにより協議し、提案内容を調整した。

会合では、UPOV の現況についての報告、2023-2024 年協力活動報告、各メンバー国より更新した各国実施戦略(IIS)とともに協力活動の発表、地域協力活動の進捗報告、2024-2025 年協力活動の採択が行われた。

EAPVP フォーラム「10 年戦略」にもとづく運営規則に沿って各国からの協力活動要請を検討した結果、本年度の要請案件は、すべて採択された。また、次年度の第 18 回フォーラム本会合は、シンガポールの立候補により、2025 年 8 月にシンガポールをホスト国として実施することが決定した。開催形態は、後日決定となった。本会合の翌日、植物品種保護に関する国際セミナーが現地とオンラインとのハイブリッド形式で開催された。

(2) フォーラム 10 年戦略に沿った PVP 制度の運営に向けた協力活動の推進 (別紙(2)参照)

① カンボジア「UPOV 条約に基づく植物育成者の権利に関する法律改正案と国家開発目標のための UPOV 加盟のメリットに関するワークショップ」

2025 年 2 月 10 日、プノンペンホテル・カンボジアーナにおいて開催され、ヘム・ヴァンディ産業・科学技術・イノベーション大臣はじめ関係省庁、機関、企業、大学、研究機関、知的財産庁、協会、育種家、NGO の代表者を含む約 80 名が

参加した。同ワークショップは UPOV 条約に準拠した種子管理法および育成者権の改正に関する知識と、国家開発目標における UPOV 加盟のメリット提供を目的として 7 つのトピックによって構成され専門家によるプレゼンテーションの他、ディスカッションも設けられた。

- ② カンボジア 「UPOV TG 翻訳・印刷製本支援」
「UPOV DUS テストガイドライン」のうち、「パイナップル」「ダイコン」の英語からクメール語への翻訳と印刷・製本の支援を行った。

- ③ マレーシア「クロコショウの TG 作成ワークショップ」
2024 年 10 月マレーシア当局が、ブラジル、カンボジア、中国、インド、インドネシア、メキシコ、タイ、ベトナムに問合せ、インドとインドネシアから TG を受領した。マレーシア側でも既に TG 案を作成済である。令和 7 年（2025 年）5 月ワークショップ開催を予定している。

- ④ カンボジア「第 1 回 e-PVP Regional Meeting (Asia)」
UPOV 加盟を控える国及び UPOV 加盟を表明している国にとって、出願システム等の整備を推進する上で、利便性の高い UPOV e-PVP について知ってもらい、各国間での課題共有の場を設けることを目的として、2024 年 8 月 28 日、主催国日本・農林水産省、ホスト国カンボジアで対面とオンラインのハイブリッド形式により開催。EAPVP フォーラムメンバー国、UPOV、CPVO、Naktuinbouw、APSA、USDA 等関係者が参加した(注: e-PVP Asia メンバー国であるブルネイ、ラオス、マレーシア、ミャンマー、ベトナム、日本以外はオブザーバーとして参加)。尚、同会合はフォーラム 10 年戦略に関連する協力活動として令和 6 年度植物品種等海外流出防止総合対策・推進事業予算にて開催された。

- ⑤ マレーシア「第 2 回 e-PVP Regional Meeting (Asia)」
2025 年 2 月 12 日、主催国日本・農林水産省、ホスト国マレーシアで対面とオンラインのハイブリッド形式により開催。EAPVP フォーラムメンバー国の内、e-PVP Regional Meeting メンバー（ブルネイ、カンボジア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、ベトナム）、UPOV、農林水産省が参加した。参加各国からは UPOV 加盟、国内での DUS 試験、PVP データベース開発の進捗状況について説明がなされ、最新情報を共有した。尚、同会合はフォーラム 10 年戦略に関連する協力活動として令和 6 年度植物品種等海外流出防止総合対策・推進事業予算にて開催された。

- (3) ウェブサイトの管理（別紙(3) 参照）

本会合・採択された協力活動の実施報告、資料の掲載を行った。

- (4) 検討委員会の設置と運営（別紙(4) 参照）

東アジア植物品種保護フォーラムを戦略的に展開するため、6 名の委員からなる検討委員会を設置し、7 月及び 2 月に 2 回の委員会を開催した。

① 第1回検討委員会開催（2024年7月19日）

第1回検討委員会では、令和6年度事業に関する概要説明を行い、本年度の事業実施計画及び事業実施方針について検討した。さらに東アジア植物品種保護フォーラム第17回本会合の準備状況、各国からの協力活動案の進捗状況説明、各国のPVP制度の整備・充実に向けた協力活動の実施方針の報告を行い、協力活動実施の基本方針について検討委員から承認を得た。

② 第2回検討委員会開催（2025年2月18日）

第2回検討委員会では、東アジア植物品種保護フォーラム第17回本会合及び植物品種保護に関する国際セミナーの報告を行った。また採択された協力活動の説明と共に、既の実施済の協力活動および第1回第2回のe-PVP Regional Meeting (Asia)を報告し、委員からの質問に回答した。さらに令和7年度第18回EAPVPフォーラム年次会合・協力活動等について説明を行った。